

資料 1 - 2 「令和 3 年度運営状況の報告」に関して御提出 いただいた御意見及び御質問

○ 今村専門委員

P 7 関連

【御意見等①】

有害な影響を及ぼす血中鉛濃度は、過去の研究を見ている範囲では、一般的に 10 $\mu\text{g}/\text{dL}$ であるが、本資料には「疫学研究から小児の神経行動学的発達や成人の腎機能等に何らかの影響があると示唆される血中濃度の 1~2 $\mu\text{g}/\text{dL}$ 程度に近い」と記載されている「1~2 $\mu\text{g}/\text{dL}$ 」の論文等での根拠を教えてください。

【御意見等②】

過去の腎障害についての議論を顧みると、尿中たんぱく質について、日本では（±）を正常値と見なすが、海外では（±）を異常値と見なすため、どちらで判断するかによって「腎毒性があり」と考える基準が異なるという問題が内在している。カドミウムでは同様の件で問題になったので、知見の確認をお願いしたい。

P 8 関連

【御意見等③】

本資料には、『「卵」の表示が求められない微量の「卵」たんぱく質含有量でアレルギー症状が誘発されたという事例は確認できなかった』と記載されていますが、「アレルギー症状」は少量でも発現するとされているため、この記載は「アナフィラキシー症状」または「ショック症状」の方が適切ではないでしょうか。

（意見の理由）

アレルギー表示制度の設立当時、アレルギー学会等の意見では、少量でも「アレルギー症状」は出現するとの意見が大半を占めていました。そのため、「アナフィラキシー」を一般的に発現するかどうかで表示対象のアレルゲンを特定した経緯があり、ここは「アナフィラキシー症状」または「ショック症状」の方が適切だと考えます。

【御意見等④】

「卵アレルゲン濃度は 10 $\mu\text{g}/\text{g}$ を超えるものはほとんどなかった。」また、「卵アレルゲン濃度の 1 $\mu\text{g}/\text{g}$ 未満」とありますが、実際の食品は様々で、加工食品

の内容によって含有量や含有濃度は大きく変わると考えられます（そもそも対象の食品を10g食べるのと100g食べるのでは、10倍アレルギーの摂取量が変わります。）。そのため、今回の「10 µg/g」や「1 µg/g」はどのような手法で検出されたかが重要となりますので、詳細を教えてください。

（特に「1 µg/g」は公定法にはないと思いますので）

P 9 関連

【御意見等⑤】

今回の3つの区分の域値は本当に少量と考えます。

例えば、加工助剤の石灰は、水酸化カルシウムとして毎日の食事で多く摂取されています。石灰の摂取量は、区分 b の 90 µg/人/日や区分 c の 2000 µg/人/日を大幅に超えてしまうとありますが、このように毎日摂取するものの評価はどのように扱われるのでしょうか。

P 10 関連

【御意見等⑥】

「家畜等の薬剤耐性菌に関する国際基準（コーデックス規格、2011年）等を踏まえ」の記載について、今回はリスク評価の手順に入る旨の説明をされています。これを決めるにあたって、コーデックスの「GUIDELINES FOR RISK ANALYSIS OF FOODBORNE ANTIMICROBIAL RESISTANCE (CAC/GL77-2011)」にはその前さばきが必要と書かれていると思います。

このリスク評価を始めるにあたって、ガイドラインにある「6) Preliminary Foodborne AMR Risk Management Activities」等は適切に行われているのでしょうか。その中でも特に「Ranking of the food safety issues and setting priorities for risk assessment and management」は重要だと考えます。リスク評価の前にどのような行動が取られているか、ご教示をお願いいたします。

参考にコーデックスのガイドラインの目次を下記に記載します。

- 1) Introduction
- 2) Scope
- 3) Definitions
- 4) General Principles for Foodborne AMR Risk Analysis
- 5) Framework for Foodborne AMR Risk Analysis
- 6) Preliminary Foodborne AMR Risk Management Activities
 - Identification of an AMR food safety issue
 - Development of a foodborne AMR risk profile
 - Ranking of the food safety issues and setting priorities for risk

assessment and management

- Establishment of preliminary risk management goals
- Establishment of a risk assessment policy
- Commission a foodborne AMR risk assessment

7) Foodborne AMR Risk Assessment

- Sources of information
- Process of foodborne AMR risk assessment
- Hazard identification
- Exposure assessment
- Hazard characterization
- Risk characterization

8) Foodborne AMR Risk Management

○足立専門委員

P 1 関連

【御意見等①】

『グローバル化する社会において「日本独自」は通用しない。』は、言葉を補うなどしてはいかがでしょうか。

(意見の理由)

最初に強い否定的な文脈のため、この部分の理解が困難と思われま

す。例えば、食品安全委員会で行うリスク評価のステップの中で、①ハザードの特定 ②ハザードの特性評価 ③ばく露評価 ④リスクの判定の4つの段階を含むべきであるとされています。そのため、「食品の摂取等の状況は国によって異なるため、自国の現状を考慮し、現実的なばく露状況に基づきリスク評価を行う。」とされています。(資料2-1の2ページを参照)

このリスク評価におけるステップと上記の「日本独自は通用しない。」とは相反するような認識と受け止められることがあります。具体的な修正文章は思いつかず、申し訳ないですが、ご検討ください。

P12~18 関連

【御意見等②】

リスクコミュニケーションについて、様々な手段で発信され、双方向での取り組みやわかりやすさの工夫などもしていただき、関係者の皆様に心から感謝いたします。

コロナ禍で、意見交換会やセミナーはオンラインが中心になり、以前と比較して、参加状況に変化はありましたでしょうか。

他にも成果について具体的にわかるものは、記載されるとより良いと思いました。